

○大雪消防組合情報公開条例施行規則

〔平成18年12月27日〕
規則第5号

改正 平成26年4月8日規則第8号 平成28年3月28日規則第4号
令和2年12月29日規則第4号

（目的）

第1条 この規則は、大雪消防組合情報公開条例（平成18年大雪消防組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求書の記載事項等）

第2条 条例第7条に規定する請求書は、情報公開請求書（別記様式第1号）とする。

2 条例第7条第3号に規定する実施機関が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開の方法の区分

（2）請求の目的

（公開請求に対する期間の延長）

第3条 条例第8条第2項の規定による決定期間の延長に係る通知は、情報公開決定期間延長通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

（第三者からの意見の聴取等）

第4条 条例第9条の規定により第三者の意見を聴くときは、情報公開請求に関する意見照会書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 意見を求められた第三者は、情報公開請求に関する意見書（別記様式第4号）により回答するものとする。

3 第三者から意見聴取を行って、条例第9条第2項の規定による決定をしたときは、情報の公開の請求に係る決定通知書（別記様式第5号）を当該第三者に通知するものとする。

（公開請求に対する決定等の通知）

第5条 条例第10条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）情報の公開をすることと決定したとき 情報公開決定通知書（別記様式第6号）

（2）情報の一部について公開をすることと決定したとき 情報一部公開決定通知書（別記様式第7号）

（3）情報の公開をしないことと決定したとき 情報非公開決定通知書（別記様式第8号）
（情報の不存在の通知）

第6条 条例第11条の規定による通知は、情報不存在通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（審査請求に対する通知等）

第7条 条例第15条第2項の規定による通知は、審査請求に対し大雪消防組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した旨の通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

（庶務）

第3編 行政一般（大雪消防組合情報公開条例施行規則）

第8条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

（情報目録の作成）

第9条 条例第21条に規定する情報目録等は、庶務課に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第10条 条例第22条に規定する運用状況の公表は、大雪消防組合を組織する美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町及び愛別町の広報紙等に掲載して行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月29日規則第4号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式第2号（第3条関係）

情報公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開について、次のとおり決定する期間を延長したので、大雪消防組合情報公開条例第8条第2項の規定により通知いたします。

情報の名称（内容）	
条例第8条の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先 （所管課）	
備考	

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第4条関係）

	年 月 日
_____様	
_____(実施機関)	印
情報公開請求に係る意見について（照会）	
大雪消防組合情報公開条例の規定により公開請求のありました情報に下記の内容の情報が記録されています。	
つきましては、この情報を公開することについて貴殿のご意見を伺いたいのでお知らせさせていただきますようお願いします。	
情報 の 件 名	
情報 の 内 容	
情報請求の年月日	年 月 日
意見書提出の希望年月日	年 月 日
問い合わせ先 (所 管 課)	
備 考	

別記様式第5号（第4条関係）

情報の公開の請求に係る決定通知書				
				第 年 月 日
_____ 様				
実施機関				印
年 月 日付けで照会した情報については、次のとおり決定したので通知します。				
情報の件名				
あなたに関する情報の内容				
決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開			
公開する場合の公開決定年月日、公開日時及び場所	理由			
公開する場合の公開決定年月日	年 月 日			
公開日時	年 月 日	午前 午後	時 分	
公開の場所				
担当課	大雪消防組合 消防本部 課 係 電話 内線			
備考				
<p>(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>				

別記様式第6号（第5条関係）

情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付で請求のありました情報の公開について、次のとおり公開することに決定したので、大雪消防組合情報公開条例第10条の規定により通知いたします。

情報の名称（内容）	
情報公開の区分	<input type="checkbox"/> 1) 閲覧 <input type="checkbox"/> 2) 視聴 <input type="checkbox"/> 3) 写しの交付() <input type="checkbox"/> 4) その他
公開の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
公開の場所	
問い合わせ先 （所管課）	
備考	

- 注 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を必ず持参ください。
 2 当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめその旨を連絡してください。

別記様式第7号（第5条関係）

情報一部公開決定通知書

第 年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開について、次のとおりその一部を公開することに決定したので、大雪消防組合情報公開条例第10条の規定により通知いたします。

情報の名称（内容）		
情報公開の区分	<input type="checkbox"/> 1) 閲覧 <input type="checkbox"/> 2) 視聴 <input type="checkbox"/> 3) 写しの交付（ ） <input type="checkbox"/> 4) その他	
公開の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
公開しない部分の内容及びその理由	内容	
	理由	大雪消防組合情報公開条例第6条第 項第 号に該当
※公開しない部分が公開できる時期	年 月 日以降であれば、公開しない部分について公開することができますので、公開を希望する場合は同日以降に改めて請求してください。	
問い合わせ先（所管課）		
備考		

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を必ず持参ください。
 2 当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめその旨を連絡してください。
 3 ※印欄は、当該情報の非公開部分の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入しています。

別記様式第8号（第5条関係）

<p>情報非公開決定通知書</p>	
<p>第 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>（実施機関） 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました情報公開について、次のとおり公開しないことに決定したので、大雪消防組合情報公開条例第10条の規定により通知いたします。</p>	
<p>情報の名称（内容）</p>	
<p>公開しない理由</p>	<p>大雪消防組合情報公開条例第6条第 項第 号に該当</p>
<p>※公開しない部分が公開できる時期</p>	<p>年 月 日以降であれば、公開しない部分について公開することができますので、公開を希望する場合は同日以降に改めて請求してください。</p>
<p>問い合わせ先（所管課）</p>	
<p>備考</p>	
<p>（教示） 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>（注意） ※印欄は、当該情報の非公開部分の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入しています。</p>	

別記様式第9号（第6条関係）

情報不存在通知書

第 年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、情報が存在しません
 でしたので、大雪消防組合情報公開条例第11条の規定により、通知します。

情報の名称（内容）	
不 存 在 の 理 由	
担 当 課	大雪消防組合 消防本部 課 係 電話 内線
備 考	

（教示）1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第10号（第7条関係）

審査請求に対し行政不服審査会に諮問した旨の通知書

第 年 月 日
 年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで情報の開示等の請求があった情報公開の決定について、年 月 日付け審査請求の件を、大雪消防組合情報公開条例第15条第1項の規定により、大雪消防組合行政不服審査会に諮問したので、同条第2項の規定により、通知します。

開示等に係る情報の名称（内容）	
審査請求に係る内容	
行政不服審査会への諮問年月日	
所管課	
備考	